

海外居住者(例外①～⑤に該当する方)に関する証明書

提出が必要な方 ➡ 海外居住の方

(日本国内に住民票がない方)

令和2年4月1日より、健康保険法第3条第7項が改正されました

【主な変更点】

- (1) 原則、日本国内に住所を有していない家族は被扶養者として認定できません
(2) ただし、下記①～⑤に該当する場合は、証明書類の内容から日本に生活の基礎があると認められれば、被扶養者として加入(資格を継続)することができます

例外に該当する被扶養者の状況

①	外国において留学をする学生
②	外国に赴任する被保険者に同行する者(帯同家族)
③	観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
④	被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められる者
⑤	①から④に掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して、日本国内に生活の基礎があると認められる者

それぞれ以下の証明書の提出が必要です



証明書名称		入手先
①	学生証【写】又は 在学証明書【原本】	被扶養者が通う学校
②	海外赴任辞令【原本】 等	被保険者の勤務先(各事業所)
③	ボランティア派遣期間証明 等	ボランティアの派遣元 等
④	出生や婚姻等を証明する書類 等	各国の行政機関 等
⑤	個別に判断	状況により異なる

【留意事項】

重要!

日本国内に住民票がない方が、上記①～⑤のいずれにも該当しない場合や、証明書が提出できない場合は、被扶養者資格削除の手続きが必要です。(P.2参照)

- * 上記⑤に該当する場合は、個別判断となりますので、健康保険組合までご連絡ください。
- * 外国語で記載されている証明書には、必ず「翻訳(翻訳者のサインがあるもの)」が必要です。